

## 『女性学研究』執筆要項

2009年7月10日改訂

2011年7月12日改訂

2012年5月31日改訂

### 1. 執筆資格

大阪府立大学女性学研究センター研究員、女性学研究センターが催す事業において研究発表を行なった者、および投稿規程第1条「投稿資格」に適合する者。

### 2. 原稿

女性学およびジェンダー論に関連する論文、研究ノート、史資料紹介、国内外の情報、および書評とする。投稿原稿は未発表のものに限り、二重投稿はこれを認めない。

### 3. 形式

以下の形式に従うことを原則とするが、それぞれの専門分野での慣習に従ってよい。

#### (1)文字

使用言語は原則として日本語とし、横書きとする。

読者が読みやすい表記をこころがけ、句読点などは論文内で統一する。

〈例〉

点と丸「、。」または、コンマとピリオド「, .」

#### (2)章立て

本文には、適宜章節立てとともに見出しをつける。章節の数字の表記は論文内で統一されていればどのような数字表記でもかまわない。

#### (3)図表・写真

図表には、表1、表2などと、写真には図1、図2などと順に番号をふり、タイトルをつけ、図表の下部に、写真の上部に明記する。図表・写真の典拠は、記載できる範囲の量であれば、タイトルとともに記載する。なお、図表・写真は、原則としてそのまま版下として使えるものを提出する。

#### (4)注(註)および引用文献の記載

注(註)は一括して論文末に掲げるか脚注(註)として、本文中の該当箇所に上付き文字で「1、2」「1)、2)」「i、ii」などのナンバーをふる。

- ① 引用文献を注(註)で示す場合は、引用文献一覧はいらない。

〈例〉

ジャック・デリダ 『エクリチュールと差異 (上)』 若桑毅ほか訳、法政大学出版局、1997年、79-84頁

Temam, Elly. *Birthing a Mother—the surrogate body and the pregnant self*, University of California Press, 2010, pp.22-40

- ② 引用文献を本文中に示す場合、本文中の当該個所に、(執筆者の姓 出版または発行年 [西暦]: 引用ページ) の形式で示す。外国文献の著者名は、欧文表記、翻訳書ではカタカナ表記とする。②のようにした場合、注(註)一覧のあとに文献一覧を記載する。

〈例〉本文中の文献

(宮島 2006:48-51) または (宮島,2006,pp.48-51)

(Bulter 1998:17-18) または (Bulter, 1998,pp.17-18)

〈例〉文献一覧(著者名をアルファベット順に並べるなどすると見やすい)

宮島喬 2006 『移民社会フランスの危機』岩波書店

Temam, Elly. 2010, *Birthing a Mother—the surrogate body and pregnant self*, University of California Press

## (5)引用文

短い引用は「」(欧文の場合は‘ ’)でくくる。数行にわたる長い引用の場合は、その前後を1行ずつ空け、行頭を2文字下げて本文と区別する。

★電子情報……著者名、URL(アクセス年月日)を明記すること。

## 4. 倫理

執筆者は、執筆内容が研究者としての倫理にもとらないよう、また調査対象者や執筆内容で言及される人々に対する人権侵害のないように十分注意しなければならない。さらに、日本語などの使用言語自体において、ジェンダーのみならず人権に関わるバイアスを含む用語があるので、十分配慮することが求められる。

執筆者の所属機関に研究倫理に関わる規定がある場合は、執筆者は所属機関の規定を遵守して執筆し、倫理委員会等の承認を得た場合はそのことを明記する必要がある。

史資料や文献からの引用などにおいて差別的表現を避けられない場合は、論文がその差別を助長する意図をもたないこと、もしくは史料からの引用のためにそのままにする必要があるなどと注記することが望ましい。

## 5. 著作権

- (1) 著作物に含まれる史資料の掲載にあたっては、執筆者が必要に応じてその所蔵先等に掲載・転載等の許可を得ておくこと。
- (2) 『女性学研究』と『連続講演会記録集』に掲載される著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権は、大阪府立大学女性学研究センターに所属する。大阪府立大学女性学研究センターは、上記著作物を大阪府立大学学術情報リポジトリに登録する。
- (3) 執筆者が自身のHPなどにおいて『女性学研究』掲載の著作物を公開する場合には、女性学研究センターに一報すること。

『連続講演会記録集』は『女性学研究』の執筆要項に準ずるものとする。

